

新型コロナウイルス感染症の影響等により市税の納付が困難な方に対する猶予制度について

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症等に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、収納課に御相談ください(徴収の猶予:地方税法第 15 条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) 御本人又は御家族が病気にかかった場合

納税者御本人又は生計を同じにする御家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納付者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

- 徴収猶予の申請後、申請内容を確認・審査する必要があるため、猶予を決定するまでに期間を要します。

- 提出が必要な書類

- ・徴収猶予申請書
- ・財産収支状況書
- ・財産目録
- ・収支明細書
- ・担保の提供に関し必要となる書類

申請による換価の猶予

- 上記のほか、市税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、収納課に御相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第 15 条の6)。

●換価の猶予の申請後，申請内容を確認・審査する必要があるため，猶予を決定するまでに期間を要します。

●提出が必要な書類

- ・換価の猶予申請書
- ・財産収支状況書
- ・財産目録
- ・収支明細書
- ・担保の提供に関し必要となる書類

※e L T A Xからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) を御覧ください。

【問合せ先】 呉市 収納課 (☎25-3201)